

議第74号

権原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

権原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

権原市長 亀田 忠彦

権原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

権原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年権原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（給与の支給）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、権原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年権原市条例第29号）第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>（給与の支給）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、権原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年権原市条例第29号）第15条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の樋原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内扱)

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の樋原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、  
改正後の特別職給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

理由 特別職の国家公務員の給与改定方針に鑑み、本市特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもの

議第75号

権原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

権原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

権原市長 亀田 忠彦

権原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(権原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 権原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年権原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(通勤手当)	(通勤手当)
第8条の2 (略)	第8条の2 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その額から、その額に1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その額から、その額に1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（有料で駐車場を利用し、月額1,000円以上支払っている職員については、1,000円を加算する。）	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（有料で駐車場を利用し、月額1,000円以上支払っている職員については、1,000円を加算する。）
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 1</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 3</u>

改 正 前	改 正 後
<u>00円</u>	<u>00円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,</u>
<u>000円</u>	<u>400円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,</u>
<u>900円</u>	<u>500円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,</u>
<u>800円</u>	<u>600円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,</u>
<u>700円</u>	<u>700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,</u>
<u>600円</u>	<u>800円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,</u>
<u>400円</u>	<u>900円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,</u>
<u>200円</u>	<u>100円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,</u>
<u>000円</u>	<u>300円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,</u>
<u>800円</u>	<u>500円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31, 600円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38, 700円</u>
(3) (略)	(3) (略)
3~5 (略)	3~5 (略)

改 正 前	改 正 後
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4, 400円</u> を超えない範囲内において、市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。	第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4, 700円</u> を超えない範囲内において、市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。
2 (略)	2 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第15条 (略)	第15条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合においては100分の70</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の72.5</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改 正 前									改 正 後									
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額									(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.</u> 5を乗じて得た額の総額									
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額									(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額									
3~6 (略)									3~6 (略)									
別表第1 (第3条関係)									別表第1 (第3条関係)									
給料表									給料表									
職員の職務区分	の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の職務区分	の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	
	2	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300		2	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	3	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200		3	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	4	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100		4	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	5	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900		5	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	6	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700		6	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700

改 正 前										改 正 後									
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000		7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500		8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500		9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		

改 正 前									改 正 後								
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		

改 正 前								改 正 後							
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	

改 正 前								改 正 後							
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	256, 000	297, 100	346, 000					86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	256, 300	297, 400	346, 400					87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	256, 600	297, 700	346, 800					88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	256, 900	298, 000	347, 000					89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	257, 200	298, 300	347, 400					90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	257, 500	298, 600	347, 800					91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	257, 800	299, 000	348, 200					92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	258, 100	299, 200	348, 400					93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		299, 400	348, 800					94		308, 000	358, 400				

改 正 前				改 正 後			
95	<u>299,700</u>	<u>349,200</u>		95	<u>308,300</u>	<u>358,800</u>	
96	<u>300,100</u>	<u>349,500</u>		96	<u>308,700</u>	<u>359,100</u>	
97	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>		97	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>	
98	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>		98	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>	
99	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>		99	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>	
100	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>		100	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>	
101	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>		101	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>	
102	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>		102	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>	
103	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>		103	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>	
104	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>		104	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>	
105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>		105	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>	
106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>		106	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>	
107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>		107	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>	
108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>		108	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>	
109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>		109	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>	
110	<u>304,200</u>			110	<u>312,600</u>		
111	<u>304,600</u>			111	<u>313,000</u>		
112	<u>304,900</u>			112	<u>313,300</u>		
113	<u>305,100</u>			113	<u>313,500</u>		
114	<u>305,300</u>			114	<u>313,700</u>		
115	<u>305,600</u>			115	<u>314,000</u>		
116	<u>306,000</u>			116	<u>314,400</u>		

改 正 前								改 正 後								
117		<u>306,200</u>						117		<u>314,600</u>						
118		<u>306,400</u>						118		<u>314,800</u>						
119		<u>306,700</u>						119		<u>315,100</u>						
120		<u>307,000</u>						120		<u>315,400</u>						
121		<u>307,400</u>						121		<u>315,700</u>						
122		<u>307,600</u>						122		<u>315,900</u>						
123		<u>307,900</u>						123		<u>316,200</u>						
124		<u>308,200</u>						124		<u>316,500</u>						
125		<u>308,500</u>						125		<u>316,800</u>						
定年前再任	基準給料	定年前再任	基準給料													
用短時間勤務職員	月額	用短時間勤務職員	月額													
	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>

(権原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 権原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年権原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
(特定任期付職員の給与に関する特例)				(特定任期付職員の給与に関する特例)			
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。				第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。			
号給	給料月額			号給	給料月額		

改 正 前		改 正 後	
1	<u>355,000円</u>	1	<u>368,000円</u>
2	<u>392,000円</u>	2	<u>405,000円</u>
3	<u>440,000円</u>	3	<u>455,000円</u>
4	<u>492,000円</u>	4	<u>508,000円</u>
5	<u>555,000円</u>	5	<u>574,000円</u>
6	<u>634,000円</u>	6	<u>655,000円</u>
7	<u>740,000円</u>	7	<u>765,000円</u>
8	<u>864,000円</u>	8	<u>893,000円</u>
2 (略)	(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)	2 (略)	(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の3第1項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「樋原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成20年樋原市条例第20号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号中「扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額」とあるのは「 <u>100分の77.5</u> を乗じて得た額の総額」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の3第1項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「樋原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成20年樋原市条例第20号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5</u> 」と、給与条例第16条第2項第1号中「扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額」とあるのは「 <u>100分の77.5</u> を乗じて得た額の総額」とする。		

改 正 前	改 正 後
3 (略)	て得た額の総額」とあるのは「 <u>6月に支給する場合においては100分の77.5、12月に支給する場合においては100分の80</u> を乗じて得た額の総額」とする。 3 (略)

(権原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第3条 権原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年権原市条例第16号）の一部を次の表のよう改する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> 」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。
2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第20条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時	2・3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第20条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> 」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時

改 正 前			改 正 後		
間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。			にこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。		
2・3 (略)			2・3 (略)		
別表 (第21条関係)			別表 (第21条関係)		
通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)	通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)
(略)			(略)		
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	350	7,100	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	360	7,300
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	500	10,000	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	520	10,400
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	640	12,900	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	670	13,500
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	790	15,800	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	830	16,600
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	930	18,700	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	980	19,700
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	1,080	21,600	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	1,140	22,800
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	1,220	24,400	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	1,290	25,900
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	1,310	26,200	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	1,450	29,100
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	1,400	28,000	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	1,610	32,300
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	1,490	29,800	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	1,770	35,500
片道60キロメートル以上	1,580	31,600	片道60キロメートル以上	1,930	38,700

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の樋原市的一般職の職員の給与に関する条例（樋原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年樋原市条例第9号）第5条の2、樋原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例第8条及び同条例第21条において準用する場合を含む。次条において「改正後の給与条例」という。）、第2条の規定による改正後の樋原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）及び第3条の規定による改正後の樋原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（次条において「改正後の会計年度条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の樋原市的一般職の職員の給与に関する条例（樋原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条の2、樋原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例第8条及び同条例第21条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正前の樋原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第3条の規定による改正前の樋原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度条例の規定による給与の内払とみなす。

理由 一般職の国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員等の給料月額の見直し、期末手当及び勤勉手当の額その他手当の改定を行うもの